

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第22条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- 1 常勤役員等については、報酬を支給する。
- 2 主たる業務は、三役会議(会長、副会長会議)における決済業務とする。
- 3 常務理事において、事務局の職を兼務する者には、別途支給しない。
- 4 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、職員旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- 1 報酬については、別表2に定める額
- 2 常勤役員等が職務のため出張したときは、別表1の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、別に定める職員旅費規程に基づき、旅費を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- 1 報酬については、毎年度末とする。ただし、年度途中で退任した場合は、退任した月を含み、月割りした報酬を支払う。(役員期間が重複する場合は、いずれかの報酬額とする)
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出

があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 非常勤役員等の費用弁償額
日額 2千円

別表2 常勤役員等の報酬

- ・会長 年額 24万円
- ・副会長 年額 12万円
- ・常務理事 月額 5万円